

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和7年 6月 5日 秋田市長 殿 提出者 住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 氏 名 秋田県知事 鈴木 健太 電話番号 018-860-2464 (担当：下水道マネジメント推進課 阿部) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	秋田湾・雄物川流域下水道 秋田臨海処理センター
事業場の所在地	秋田県秋田市向浜二丁目3番1号
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	水道業(36)
② 事業の規模	汚水処理能力 143,000m ³ /日
③ 従業員数	秋田県建設部下水道マネジメント推進課流域設備チーム 8人 東北環境管理株式会社 52人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別表 表―1 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別表 表一 2 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	排 出 量	1 8 5, 5 9 2 t	t
	(これまでに実施した取組) 発生する産業廃棄物のうち最大の下水汚泥を一部原料安定化のために消化処理した後、脱水処理、焼却処理の順番にて処理を行っている。最終的に発生した焼却灰は、秋田県環境保全センターにて埋立処分している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	排 出 量	1 7 2, 1 8 3 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の処理方式を適正に維持し汚泥の減量・安定化を図り排出抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水汚泥、焼却灰、し渣等個別に分離処理して分別を徹底し適正に処理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の処理方法を適正に維持し分別に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	181,555 t	t
	(これまでに実施した取組) 下水及び汚泥の安定処理を維持しながら脱水、焼却等の方策により発生汚泥量の抑制を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	168,225 t	t
	(今後実施する予定の取組) 施設の機能を適切に維持運営して汚水及び汚泥の効率的処理により発生汚泥の抑制に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	全 処 理 委 託 量	4, 0 3 8 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	2 8 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	3, 0 0 4 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	平成14年度より下水汚泥の有効利用のために堆肥化目的の業者へ処理を委託しており、それ以外については適切に委託により処理を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	全 処 理 委 託 量	3, 7 4 6 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2 1 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3, 0 0 0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の有効利用を可能な限り維持するとともに、有効利用の対策検討を行い実施に向けて努力する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

表 ー 1

産業廃棄物処理フロー図（令和 7 年度計画）

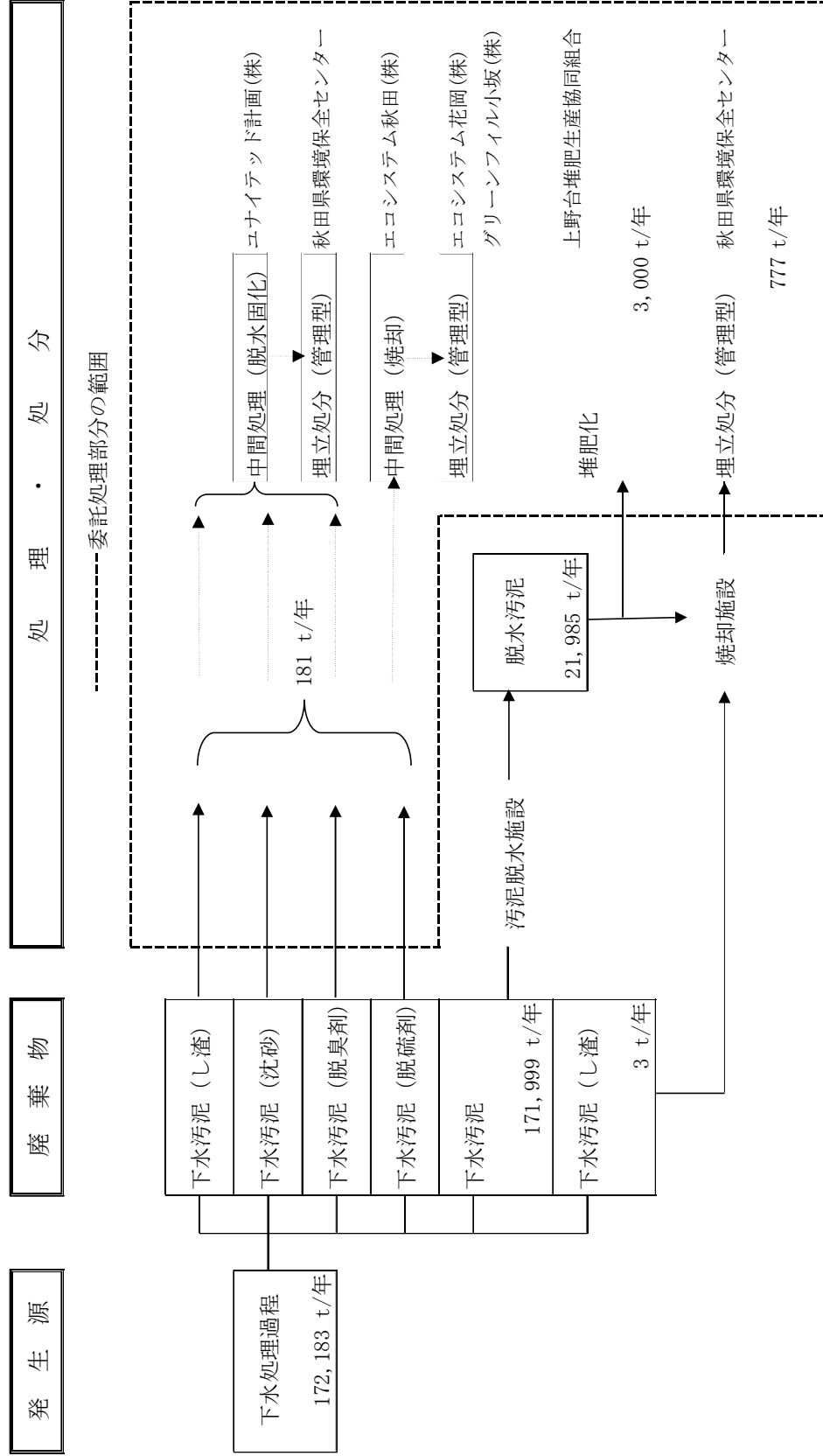
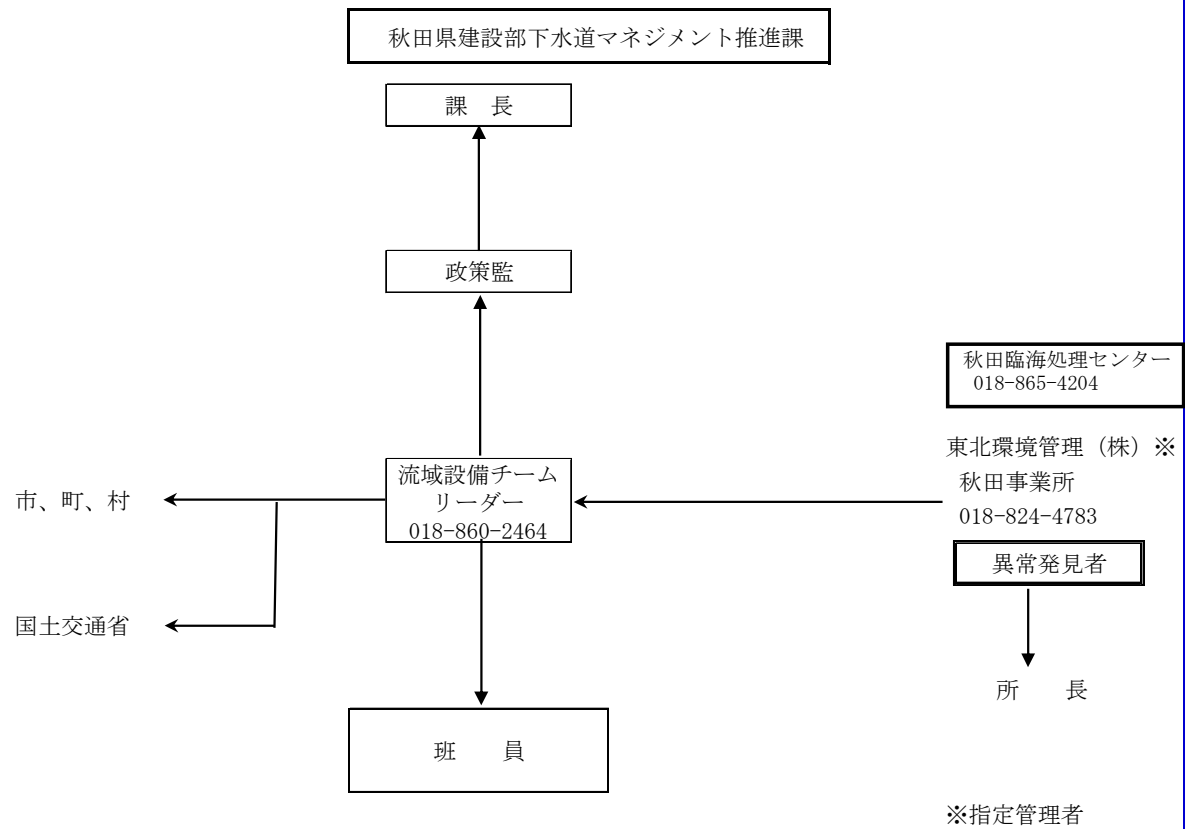


表 ー 2

産業廃棄物の処理に係る管理体制図
(令和 7 年度)



処理計画書の策定及びその実施、産業廃棄物管理票の確認・保管は、下水道マネジメント推進課流域設備チームが行う。

また、廃棄物排出抑制、再利用、廃棄物の適正保管及び処理に関する事項の検討も同様に下水道マネジメント推進課流域設備チームで行う。